

# 地域福祉推進事業の実施について

平成13年8月10日 社援発第1391号  
厚生労働省社会・援護局長

標記については、これまでの地域福祉関係事業を再構築し、地域福祉の総合的な推進を図るため、今般、別紙のとおり「地域福祉推進事業実施要綱」を定め、平成13年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いするとともに、管内社会福祉協議会等に対して周知徹底を図り、本事業の円滑な実施についてご協力を賜りたい。

なお、本通知の施行に伴い「ふれあいのまちづくり事業の実施について」（平成8年7月17日社援地第68号本職通知）、「市区町村社協総合支援事業の実施

について」（平成11年3月26日社援第797号本職通知）及び「地域福祉権利擁護事業の実施について」（平成12年6月7日社援第1355号本職通知）は廃止する。

ただし、「ふれあいのまちづくり事業の実施について」に基づき、平成9年度から平成12年度までに指定を受けた事業については、その実施期間が終了するまでの間、なお従前の例により当該事業を実施できるものとする。

迫って、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

[ 別紙 ]

## 地域福祉推進事業実施要綱

### 1 目的

本事業は、住民のニーズに応じた福祉サービスの総合的な提供体制の確立、住民が相互に支え合うことのできる仕組みづくり等、地域福祉を総合的に推進することにより、住民一人一人が住み慣れた地域社会において、心豊かに、安心し、自立した生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### 2 事業の種類

地域福祉を総合的に推進するため、事業の実施主体である社会福祉協議会（以下「社協」という。）等においては、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

#### （1）都道府県地域福祉推進事業

##### ア 地域福祉推進支援事業

本事業は、地域福祉の推進を図るための市区

町村社協の取組みを支援するとともに、民間福祉サービス事業者等の地域福祉活動への参画を促進するものであること。

#### イ ボランティア振興事業

本事業は、ボランティア活動に関する広域的な課題への対応等を通じ、市区町村社協のボランティアに関する事業を支援するほか、各種事業の実施を通じて、ボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備を図るものであること。

#### ウ 地域福祉権利擁護事業

本事業は、社会福祉法第81条に規定する福祉サービス利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものであること。

### (2) 市区町村地域福祉支援事業

#### ア ボランティア養成等事業

本事業は、ボランティア活動に対する住民の

関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動に当たって必要な援助を行うことにより、ボランティア活動に参加できる体制の整備を図るものであること。

#### イ ふれあいのまちづくり事業

本事業は、地域住民の参加と市区町村や福祉施設等との連携のもと、地域に即した創意と工夫により具体的な課題に対応するとともに、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりを行うものであること。

### 3 事業の実施

各事業の実施は、次によること。

- (1) 地域福祉推進支援事業実施要領（別添1）
- (2) ボランティア振興事業実施要領（別添2）
- (3) 地域福祉権利擁護事業実施要領（別添3）
- (4) ボランティア養成等事業実施要領（別添4）
- (5) ふれあいのまちづくり事業実施要領（別添5）

[ 別添1 ]

## 地域福祉推進支援事業実施要領

### 1 趣旨

本事業は、地域福祉の推進を図るための市区町村社協の取組みを支援するとともに、民間福祉サービス事業者等の地域福祉活動への参画を促進するものである。

### 2 実施主体

都道府県・指定都市社協とする。

### 3 事業内容

#### (1) 地域福祉推進支援事業

##### ア 市区町村社協支援事業

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を行うことにより、管内市区町村社協の

実施する地域福祉を推進するための取組みを支援すること。

(ア) 管内市区町村社協の活動の活性化に向けた個別巡回、活動手法等についての実地での指導及び助言

(イ) 管内市区町村社協の連絡会議の開催、地域の実情に沿った事業の推進方策の検討

(ウ) 管内市区町村社協の意見、要望等を踏まえた広域的見地からの福祉サービスの提供

(エ) 管内及び他県市区町村社協の先進的な事例、市区町村社協が開発・提供している優良なサービス等についての調査及び情報収集

(オ) 情報収集した事例等をもとに有識者による新たなサービスの開発、検討

(カ) 先駆的な事業の事例集、事業実施マニュアル等の作成

#### イ ふれあいのまちづくり推進指導事業

実施主体は、次に掲げる事業を行うことにより、ふれあいのまちづくり事業を実施する市区町村社協を支援すること。

- (ア) 市区町村社協の事業効果の評価等を行う委員会の設置
- (イ) 事業の評価指針の策定
- (ウ) 事業の成果、事業実施上の問題点等についての情報交換及び効果的な活動方策の検討を行う研究会議の開催
- (エ) その他、ふれあいのまちづくり事業を効果的に実施するために必要な事業

#### (2) 民間福祉サービス推進事業

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を行うことにより、民間福祉サービス事業者等の地域福祉活動への参画の促進を図ること。

- ア 社会福祉を目的とする事業に従事する者に対する地域福祉に関する基礎知識、理論、先進的な事例等の啓発・普及及び研修会の実施

[ 別添2 ]

- イ 社会福祉を目的とする事業に取り組む団体を対象とした経営等に関する指導及び助言
- ウ 福祉サービスを推進する医療、保健、介護、福祉等の専門家、各事業者、当事者団体等による意見交換、情報交換の場の提供
- エ 社協と民間福祉サービス事業者とが協働して取り組む福祉サービスの先進的な事例等の調査及び情報収集
- オ 情報収集した事例等をもとに有識者による新たなサービスの開発、検討
- カ 先駆的な事業の事例集、事業実施マニュアル等の作成

#### 4 事業の実施体制

本事業の実施に当たっては、事業の企画立案及び運営に当たる「福祉活動指導員」等必要な職員を配置すること。

## ボランティア振興事業実施要領

### 1 趣旨

都道府県・指定都市におけるボランティア活動の推進を図るため、広域的課題への対応、開拓的・先駆的課題に対する取組とそのプログラムの開発等を通じ、市区町村ボランティアセンターへの支援を行うほか、各種事業の実施を通じて、ボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備を積極的に促進し、もって地域における福祉コミュニティの形成を図るものである。

### 2 実施主体

原則として、都道府県・指定都市社協とする。

### 3 事業内容

都道府県・指定都市ボランティアセンターは、都

道府県・指定都市の区域を単位として次の事業を行うこと。

#### (1) 福祉教育推進事業

本事業は、別紙「福祉教育推進事業の実施について」に基づいて行う事業とする。

#### (2) 養成・研修事業

##### ア ボランティア活動リーダー養成事業

ボランティア活動を希望する企業、労働組合、生活協同組合、農業協同組合、社会福祉施設、住民互助型団体等の担当者を対象に、ボランティア活動を推進するリーダーとして養成するために、ボランティア活動への取組方法、グループの育成及び運営の方法等についての習得を目的とした研修会や講習会を開催する。

##### イ ボランティアグループ組織化等支援事業

組織化を目指すボランティアグループ・団体

を対象に、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）としての法人格取得及び在宅福祉サービスを行う事業主体者としての運営・管理等を支援するための情報提供・情報交換、研修会の開催、個別相談等を実施する。

#### ウ シニアボランティア団体等育成事業

企業退職者等が、これまで培ってきた専門的な技術、知識等を引続き生かすことができるような社会の創造に資するため、年金受給者の会、退職公務員・退職教師の会等の退職者関連組織等の団体や企業等の協力を得ながら、これらの団体、企業等の会員等を対象として、シニアボランティアやシニアボランティア活動を推進するリーダーを育成するために、ボランティア活動への取組方法やグループの育成及び運営の方法等についての研修会や講習会を開催する。

#### エ ボランティア活動コーディネーター養成事業 (ア) 養成

市区町村のボランティアセンター、ボランティア団体、住民参加型福祉サービス団体、社会福祉施設、生活協同組合、農業協同組合、企業等の社会貢献部局等ボランティア活動の実践・推進に当たる団体等において、行政や関係団体との連絡・調整、活動プログラムの企画・開発、活動の需要と供給の調整、ボランティア活動リーダー等への助言・支援などの役割を担うボランティア活動コーディネーターを養成するための研修会や講習会を開催する。

#### (イ) 終了証の交付等

ボランティア活動コーディネーターの養成研修会等の終了後、当該ボランティア活動コーディネーターに対して、終了証を交付するなどの配慮を行う。

#### (ウ) 登録

ボランティア活動コーディネーターの養成研修会等の終了後、都道府県・指定都市ボランティアセンターに、名簿の登録を行う。

### (3) 広報・啓発事業

県内のボランティア団体、社会福祉施設、企業等に対し、ボランティア活動の動向や先駆的な活動事例等を紹介する情報誌を発行する。

### (4) その他必要な事業

#### 4 事業の実施

(1) 事業の実施主体は、本事業の実施に当たり、広報誌等あらゆる広報媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広く関係団体や住民に周知を図ること。

(2) 事業の運営は、毎年度実施計画を策定して実施すること。

(3) 事業の実施主体は、事業の効果的推進を図るためボランティア団体や関係機関をはじめ、企業、労働組合、社会福祉施設、生活協同組合、農業協同組合、教育関係等の関係者で構成される「運営委員会」を設置し、都道府県・指定都市の区域におけるボランティア活動の振興計画の策定、事業推進方策の検討及び県内広域にわたるボランティア関係団体等の連絡・調整等を行うこと。

#### 5 職員等の配置

(1) 本事業の実施に当たっては、必要な相談員等を置くこと。

(2) 本事業の事務・運営管理スタッフとして、企業退職者、サラリーマン、主婦等地域住民の参加を求めること。

(3) 福祉教育推進事業及び養成・研修事業の実施に当たっては、必要な講師等の確保に努めること。

#### 6 設備

本事業の実施に当たっては、相談室、研修室等必要な設備を置くこと。

#### 7 実施上の留意事項

本事業の実施に当たっては、市区町村社協、企業、労働組合、社会福祉施設や、生活協同組合・農業協同組合等の住民参加型福祉サービス団体、各種のボランティア活動団体並びに福祉関係団体、教育関係団体、市区町村等と連携を密にすること。

## 福祉教育推進事業の実施について

### 1 趣旨

地域住民の福祉活動への理解と関心を深めるため、幼少期から高齢期に至るまで生涯を通じて幅広く福祉教育・学習の機会を提供し、体験・交流活動等を推進することにより、地域住民各層の福祉マインドの醸成を図るものである。

### 2 事業内容

#### (1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業

##### ア 事業内容

小学校、中学校、高等学校等をボランティア協力校として指定し、それぞれの地域の実情に合わせ、おおむね次のような社会福祉に関する事業を実施する。

- (ア) 福祉講演会の開催や、学校新聞を利用した広報・啓発活動
- (イ) 社会福祉施設等への訪問による、入所者との交流や介護等の体験活動（宿泊を含む）
- (ウ) 体育祭、文化祭等の学校行事への高齢者、障害児（者）等の招待
- (エ) 近隣地域においての各種のボランティア活動
- (オ) 社会福祉関係行事等への参加
- (カ) その他必要な事業

##### イ 実施方法

- (ア) ボランティア協力校の指定にあつては、関係機関と協議し、1都道府県・指定都市当たりおおむね80校とする。
- (イ) ボランティア協力校の指定期間は3年間とする。
- (ウ) なお、ボランティア協力校に対し、事業実施に要する費用のうち実費程度を補助すること。

#### (2) 社会人福祉活動体験事業

サラリーマン、主婦、企業退職者、高齢者等ボ

ランティア活動に参加意欲のある地域住民に対し広く公募を行い、社会福祉施設等さまざまな場において高齢者や障害児（者）などとの交流・介護等の体験活動（宿泊を含む）を実施する。

#### (3) 福祉教育研究大会等開催事業

##### ア 福祉教育研究大会の開催

教育関係者及び生徒等を対象に、福祉活動への啓発をねらいとした福祉教育研究大会を開催し、福祉教育事例発表会、実践体験セミナー、ボランティア活動体験作文コンクールや学識経験者等を交えた講演会等を行う。

##### イ 福祉副読本の作成

小学校の低学年・高学年、中学生、高校生をそれぞれ対象とした、施設等でのボランティア活動や独居老人への訪問活動などの具体的な活動事例を盛り込んだ福祉副読本を教育委員会、教職員、ボランティア活動の指導者、学識経験者等の協力のもとに作成し、県（市）内各学校に配付する。

#### (4) 高校生介護等体験特別事業

##### ア 事業内容

福祉教育の推進に熱心な高等学校を高校生介護等体験指定校（以下、「指定校」という。）として指定し、それぞれの地域の実情に合わせ、高齢者、障害児（者）等に対する介護等に関する次の事業を実施する。

- (ア) 本事業に参加する高校生を対象とした介護講座の実施
- (イ) 社会福祉施設等への宿泊等による1週間程度の介護等体験活動の実施
- (ウ) 介護等体験報告書の作成及び福祉教育研究大会、文化祭等における体験発表の実施
- (エ) 本事業に参加した高校生を対象とした感想、介護問題等への今後の関わり方等についてのアンケートの実施

## イ 実施方法

- (ア) 指定校の指定にあつては、関係機関と協議し、1都道府県・指定都市当たり1校とする。
- (イ) 指定校の指定期間は3年間とする。
- (ウ) 指定校に対し、事業実施に要する費用のうち実費程度を補助すること。

## 3 実施上の留意事項

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 市区町村社協、社会福祉施設、学校、教育委員会等関係機関との連携を図るよう留意すること。
- (2) 参加者の活動希望に添った個別的な活動プログラムを作成し、多様な活動メニューを提供するよ

う配慮すること。

- (3) 参加者を受け入れる社会福祉施設等が、特定の施設に集中することのないよう十分な調整を図るとともに、参加者を受け入れた社会福祉施設等については、受け入れに要する費用の一部を補助すること。
- (4) 社会人福祉活動体験事業の実施に当たっては、社会人が参加しやすいよう休日や長期休暇が得られやすい夏期等に実施するなど、実施時期に留意すること。
- (5) 参加者に対し、あらかじめ活動上の留意点を周知するとともに、活動終了後に反省会などを開催すること。
- (6) ボランティア活動に安心して取り組めるような保険制度等の加入についても配慮すること。

[別添3]

## 地域福祉権利擁護事業実施要領

### 1 趣旨

本要領は、社会福祉法第81条の規定に基づき、同法第108条第1項に規定する社協（以下「実施主体」という。）が行う福祉サービス利用援助事業（都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業（これらの事業を総称して「地域福祉権利擁護事業」という。）について定めるものである。

### 2 事業の実施体制

#### (1) 職員

ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

- (ア) 責任者
- (イ) 事業の企画及び運営に携わる職員
- (ウ) 専門員
- (エ) 生活支援員

イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

- (ア) 相談業務
  - (イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会（以下単に「運営適正化委員会」という。）に係る連絡調整に関する業務
  - (ウ) 専門員の指導及び支援の業務
  - (エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務
- ウ 専門員は、次の業務を行う。

- (ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務
- (イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務
- (ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務

エ 生活支援員は、次の業務を行う。

- (ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務
- (イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用

に当たっては、本事業の利用者である痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

## (2) 契約締結審査会

ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的な見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

## (3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び都道府県内における本事業の円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に関催するものとする。

## (4) 事業の委託

実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

ア 社会福祉法第107条第1項及び第2項に規定する社協

イ 社会福祉法人

ウ 民法第34条に規定する公益法人

エ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

オ アからエまでのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

## 3 福祉サービス利用援助事業

実施主体は、痴呆性高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続の援助、利用料の支払等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行うものである。

### (1) 事業の対象者

本事業の対象者は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な者であって、日常生活を営む上で必要となる事項につき、自己の判断で適切に行うことが困難であり、かつ、支援計画に定める援助に係る契約の内容について判断し得る能力を有していると認められるものとする。

### (2) 初期相談体制の確保

ア 本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要介護者本人はもとより、家族、民生委員、保健婦・士、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

イ 実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められる者については、市町村への連絡等適切な対応を行うよう努めること。

### (3) 申請の受付と判断能力等の評価・判定

ア 申請は実施主体に対して行うものとする。

イ 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、親族、本人に関わりを持つ民生委員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、痴呆又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の対象者の要件に該当するか否かについての判断を行うこと。

ウ イの判断に当たって、本事業の対象者の要件に該当するか否かについて疑義が生じた場合に

は、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。

エ 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

#### (4) 支援計画の作成

ア 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、援助の内容、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。

イ 支援計画に盛り込む援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

(ア) 福祉サービスについての情報提供、助言

(イ) 福祉サービスの手続援助(申込み手続同行又は代行、契約締結)

(ウ) 福祉サービスの利用料の支払い等

(エ) 苦情解決制度の利用援助

ウ 支援計画は、利用者の状況(必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。)の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

#### (5) 契約の締結

ア 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その理解を得た上で契約を締結すること。

なお、3の(4)により、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。

イ 支援計画により行う援助の内容として、福祉サービスの利用契約の締結等の法律行為に関わる事務を行う場合には、本人から代理権を授与された上で実施する必要があることから、本人にその旨を十分説明し、理解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。

ウ 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の理解を得て

その内容を見直すものとする。

エ 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等より、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた親族等に対し、定期的に報告を行うこと。

#### (6) 利用料

ア 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

イ 実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

#### (7) 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、運営適正化委員会に対し、3に規定する事業の実施状況(契約締結審査会による審査を含む。)について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

#### (8) 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

#### 4 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

実施主体は、2の(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

#### 5 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、都道府県の区域内においてあまねく



福祉サービス利用援助事業が周知され、特定非営利活動法人、福祉サービス利用援助事業の対象者を支

援する団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

[別添4]

## ボランティア養成等事業実施要領

### 1 趣旨

市区町村におけるボランティア活動を推進するため、あらゆる機会を通じてボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動に当たって必要な援助を行うことにより、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備に努め、もって地域における福祉コミュニティの形成を図るものである。

### 2 実施主体

原則として、社会福祉法人である市区町村社協とする。

### 3 事業内容

市区町村ボランティアセンターは、市区町村の区域を単位として次の事業を行うこと。

#### (1) ボランティア情報誌発行事業

地域のボランティア団体等の活動状況について、その具体的な情報を広く地域住民に提供するとともに、ボランティア活動に関する参加の希望やボランティアサービスを希望する在宅の要介護世帯を把握するため返信用はがきを折り込むなど、創意工夫した情報誌を全戸に配付する。

#### (2) 相談、登録あっせん事業

ボランティア活動に関するさまざまな相談に対応するとともに、ボランティア活動に参加意欲のある人を登録し、ボランティアを受けたい人、受け入れたい社会福祉施設等へのあっせんができる相談、登録あっせんコーナーを設置する。

#### (3) 入門講座開催事業

ボランティア活動に参加意欲のある人や初心者を対象に、地域のニーズの実態等を踏まえ、活動の意義や心構え等についての理解を深めるとともに、点訳、手話、給食、入浴、移送サービス等の分野別に基礎的な知識、技術を習得するための入門講座を開催する。

#### (4) 福祉救援ボランティア活動促進事業

災害時において、被災者に対する安否確認活動や生活支援のための活動等福祉分野等のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害時に備えた福祉救援体制を整備する。

##### ア 連絡会議の設置等

###### (ア) 連絡会議の設置

当該ボランティアセンターの推進協議会の構成員をはじめ、関係する行政機関、民生委員・児童委員、自治会、保健・医療関係団体、マスコミ等の関係者で構成される「福祉救援ボランティア活動連絡会議」（仮称）を設置する。

###### (イ) 連絡会議の開催

連絡会議においては、都道府県・指定都市ボランティアセンターにおいて策定された「福祉救援ボランティア活動マニュアル」を踏まえ、構成機関・団体間の日常的な情報交換、災害時を想定した市区町村の区域を分割した小地域の設定、関係機関・団体それぞれの役割分担、その他必要な事項に関し、予め申し合わせ、連絡・調整等を行う。

##### イ 実践講座の開催

連絡会議の内容、都道府県・指定都市ボランティアセンターにおいて策定された「福祉救援ボランティア活動マニュアル」等を踏まえ、関係行政機関、関係民間団体等の協力により、災

害時を想定した実践講座を開催する。

#### (5) ボランティア活動拠点づくり支援事業

地域住民がボランティア活動を継続的に進めるよう、空きビル、空き教室等地域の社会資源を有効に活用するとともに、必要な活動支援等を行い、必要な機材を備えてボランティア活動の拠点を整備する。

#### (6) その他必要な事業

### 4 事業の実施

(1) 事業の実施主体は、本事業の実施に当たり、広報誌等あらゆる広報媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広く住民に周知を図ること。

(2) 事業の運営は、毎年度実施計画を策定して実施すること。

(3) 事業の実施主体は、事業の効果的推進を図るためボランティア団体や社会福祉施設、自治会、地域の企業、生活協同組合、農業協同組合、学校等の関係者で構成される「推進協議会」を設置し、ボランティア活動者数の目標設定、事業推進方針の策定及び関係機関相互の連絡・調整等を行うこと。

### 5 職員等の配置

(1) 本事業の実施に当たっては、必要な相談員等を置くこと。

(2) 本事業の事務・運営管理スタッフとして、企業

[別添5]

退職者やサラリーマン、主婦等地域住民の参加を促すこと。

(3) 入門講座開催事業の実施に当たっては、必要な講師等の確保に努めること。

### 6 設備

本事業の実施に当たっては、相談室、研修室等必要な設備を置くこと。

### 7 実施期間

事業の実施期間は、原則として6年間とすること。ただし、3の(5)については、原則として5年間とすること。

### 8 実施上の留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、都道府県・指定都市社協、地域の企業、社会福祉施設、学校や生活協同組合・農業協同組合等の住民参加型サービス団体、各種のボランティア活動団体、在宅介護支援センター等との連携を密にすること。

(2) ボランティア活動に安心して取り組めるような保険制度等の加入について配慮すること。

(3) 3の(5)については、当該事業のみを単独で実施することも可能であること。

(4) ボランティア活動拠点づくり支援事業の実施に当たっては、ボランティア活動以外の目的で使用されることのないよう、管理・運営に当たっては十分留意すること。

## ふれあいのまちづくり事業実施要領

### 1 趣旨

本事業は、地域住民の参加と市区町村や福祉施設等の関係機関との連携のもと、地域に即した創意と工夫により具体的な課題に対応するとともに、住民

相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりを行うものである。

## 2 実施主体

ボランティア活動の基盤整備が図られ、地域福祉の総合的な推進に意欲的に取り組もうとする市区町村社協とする。

## 3 事業内容

### (1) 地域福祉活動コーディネーターの配置

#### ア 配置

地域福祉活動コーディネーターは、市区町村社協に配置する。

#### イ 資格

地域福祉活動コーディネーターは、地域福祉の推進に理解と熱意を有し、社会福祉士の資格を有する者又は社会福祉主事の任用資格を有し相談援助の業務に相当の経験を有する者をもって充てる。

#### ウ 職務

地域福祉活動コーディネーターは、ふれあいのまちづくり事業実施の企画及び立案、ふれあいのまちづくり推進会の設置及び運営、住民のニーズの把握及びニーズを有する者への具体的な生活支援方法の検討、住民等の参加の促進並びに市区町村、社会福祉施設及び関係機関・団体等との連携及び調整、その他事業を円滑に実施するための諸業務を行う。

### (2) ふれあいのまちづくり推進会の設置

#### ア 設置

ふれあいのまちづくり推進会（以下「推進会」という。）は、市区町村社協に設置する。

#### イ 役割

推進会は、事業の企画及び立案に際し提言等を行うとともに、事業の実施に参加し、又は協力する。

#### ウ 構成団体等

推進会は、次の団体等に広く参加を呼びかけて組織する。

市区町村、在宅介護支援センター、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア団体、住民参加型サービス団体等NPO団体、老人クラブ等福祉関係団体、保健

婦、保健・医療関係団体、学校、自治会、青年会議所、青年団、婦人会、公民館、商工会議所、企業、労働組合、生活協同組合、農業協同組合等

### (3) ふれあい福祉センターの設置

#### ア 設置

ふれあい福祉センターは、市区町村社協に設置する。

#### イ 事業内容

##### (ア) 総合相談・援助

a 電話、巡回等により、住民の各種相談に応じる。

b 相談等を通じて見出された課題に対して、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行うなど、一貫、継続してその対応に当たる。

なお、ニーズを有する住民、世帯等（以下「生活支援対象者」という。）に対する生活支援方法の例をあげると次のとおりである。

(a) 生活支援対象者に対する支援内容の検討、自立支援方策の策定

(b) 生活支援対象者を支援するためのボランティア等の確保

(c) 生活支援対象者を総合的に支援するための地域生活支援ネットワーク等の形成

##### (イ) 各種情報の収集、整理

利用者の相談に適切に応じ、継続して課題の対応に当たるため、市区町村、福祉事務所、保健所、高齢者総合相談センター、在宅介護支援センター、障害者地域生活支援センター、社会福祉施設、地域福祉権利擁護事業を実施する社協、NPO団体等の相談機関等との連携を図り、各種情報の収集、整理を行う。

##### (ウ) 広報活動の実施

ふれあい福祉センターの総合相談・援助活動等ふれあいのまちづくり事業について、広く住民に周知するため、パンフレットの配布及び市区町村等の広報誌の活用等による広報活動を行う。

#### ウ 相談員の配置

住民のニーズに応じ、法律、保健、医療、教

育等に関する専門相談員を配置するとともに、民生委員・児童委員等の協力により常時相談に応じられる体制に配慮する。

#### 4 秘密の保持

本事業の援助活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、援助活動等により知り得た対象者等の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

#### 5 実施期間

本事業の実施期間は、5年間とする。

#### 6 事業の評価

本要領をもって指定された「ふれあいのまちづくり事業」については、事業実施後3年終了時において、当該市区町村社協の事業の成果を評価し、その継続の是非について検討を行うものとする。